

四国地震防災基本戦略本文(第1回改定版【案】)

※赤字:2/25幹事会以降の意見

整理番号	ページ	章	項目	事務局照会(案)	修正(案)	理由	回答組織名	事務局回答(案)
1	1	1. 策定の趣旨	1. 策定の趣旨	P1 6行目 70%程度と予測されている東南海地震や南海地震、さらには東海・東南海・南海地震の3連動地震	70%程度と予測されている南海トラフ地震	平成25年5月24日以降、長期評価で確率が出されているのは「南海トラフ地震」である。	高知県	意見を踏まえ、下記に修正 四国においては、今後30年以内に発生する確率が約60～70%程度と予測されている南海トラフを震源とするマグニチュード(M)8～9級の地震東南海地震や南海地震、さらには東海・東南海・南海地震の3連動地震などを前提として、
2	15～17			四国の地図に市町村名が記載されているが、高知県の「田野町」の表記が無い	田野町の表記を追加	田野町の表記が抜けているため	高知県	追加する。
3	18	1. 被害想定の見直し	1. 1 被害想定の見直し	P18 24行目 「②電力施設被害」の記載	発災直後に需要側の被災と発電設備や配電設備の被災により需給バランスが不安定となることを主要因として四国全域で広域的に停電が発生する。電力供給の切り替え調整により、需給バランス等に起因した停電は数日間で解消されるが、電柱被害に基づく停電は、復旧に約1～2週間を要する。 【出典】 南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)～施設被害～【定量的な被害量】 H25.3.18	現在の記載内容は、火力発電所のみを検討対象としており、需給バランス及びその他電源等の要素検討がなされていないものと思われることから。	中国四国産業保安監督部四国支部	修正ではなく、以下の内容を追記する。 ・発災直後に需要側の被災と発電設備や配電設備の被災により需給バランスが不安定となり、四国全域で約9割の需要家が停電する。 ・需給バランス等に起因した停電は、供給ネットワークの切り替えにより、順次解消されるが、電柱(電線)被害に基づく停電は、復旧に約1～2週間を要する。
4	19	1. 被害想定の見直し	1. 1 被害想定の見直し (2)交通施設被害	5行目 ①道路施設 ・太平洋沿岸に位置する唯一の緊急輸送道路である国道55号では約76km(60箇所)、56号では約42km(50箇所)(【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について)が津波被害を受け通行困難となる上、……	・太平洋沿岸に位置する道路は津波被害を受け通行困難となる上、…… ※路線の明示を削除	太平洋沿岸で津波被害を受ける緊急輸送道路は、55号、56号以外にも存在するため、適切な表現ではない。	四国地方整備局道路部	意見の通り修正する。
5	19	1. 被害想定の見直し	1. 1 被害想定の見直し (2)交通施設被害	11行目 ①道路施設 ……本州四国連絡道路や四国内の高速道路では、被災と点検のため通行止めとなる。 ……初動の応急対応、救援・救護に支障をきたす。	……本州四国連絡道路や四国内の高速道路では、 <u>点検等のために通行止めが想定される。</u> ……初動の応急対応、救援・救護に支障をきたす恐れがある。	本州四国連絡道路は被災は想定されておらず表現が不適切 被害想定の場合は言い切るべきではない。	四国地方整備局道路部	内閣府の被害想定では、震度6強以上のエリアは、被災と点検のため通行止めとなると記載されているので、現行案の通りとする。 修正する。
6	19	1. 被害想定の見直し	1. 1 被害想定の見直し (2)交通施設被害	③鉄道施設被害 ・また、震度6弱以上となる四国4県の在来線においては、約500mに1カ所の割合で軌道が変状するほか、電柱、架線、高架橋に被害が生じ、全線が不通となる。	文末の「全線が不通となる」を「全線が不通となる恐れがある」として欲しい。	(補足) 欄外に出典が表記されていないが、内閣府の資料からの引用のようなので変更するのは難しいかもしれませんが、ご検討をお願いいたします。。	徳島県	内閣府からの引用しているので現行の通りとする。なお、出典の表記は、被害数量を記載している箇所としています。
7	20	1. 被害想定の見直し	1. 1 被害想定の見直し	④空港施設被害 ・空港では、高松空港、松山空港、高知空港、徳島飛行場で強い揺れにより滑走路等の基本施設や航空保安施設に被害が発生する恐れがあるため、点検等により一時閉鎖となるが、点検後、空港運用に支障が無いと判断された空港から順次運航を再開する。 ・また、高知空港、徳島飛行場では、津波により空港の半分以上が浸水し、漂流物や土砂の漂着、漂流物による施設の破損、場周柵の倒壊などの被害が発生し、空港が閉鎖される。	・空港では、高松空港、松山空港、高知空港、徳島飛行場で強い揺れにより滑走路等の基本施設や航空保安施設に被害が発生する恐れがあるため、点検等により一時閉鎖となるが、点検後、空港運用に支障が無いと判断された空港から順次運航を再開する。 ・また、高知空港、徳島飛行場では、津波により空港の半分以上が浸水し、漂流物や土砂の漂着、漂流物による施設の破損、場周柵の倒壊などの被害が発生し、空港が閉鎖される。	できるだけ中防の施設等の被害様相の書きぶりに合わせた方がよいのではと思います。	大阪航空局安全企画・保安対策課	意見を踏まえ、下記に修正 ・空港では、高松空港、松山空港、高知空港、徳島飛行場で強い揺れや巨大な津波による浸水の発生により滑走路等の基本施設や航空保安施設に被害が発生する恐れがあるため、点検等により一時閉鎖となり、飛行中の航空機に支障をきたす。 ・点検後、空港運用に支障が無いと判断された空港から順次運航を再開するが、高知空港、徳島飛行場では、津波により空港の半分以上が浸水し、漂流物や土砂の漂着、漂流物による施設の破損、場周柵の倒壊などの被害発生により空港が閉鎖され、両空港へ向かう航空機の運航に支障をきたす。

四国地震防災基本戦略本文(第1回改定版【案】)

※赤字:2/25幹事会以降の意見

整理番号	ページ	章	項目	事務局照会(案)	修正(案)	理由	回答組織名	事務局回答(案)
8	20	1. 被害想定の見直し	1. 1 被害想定の見直し (4)災害廃棄物等	・建物の全壊・焼失等により発生する災害廃棄物が最大で約5,400万トン、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂等の津波堆積物が最大で約1,900万トン、合計約7,300万トン(約6,300万m ³)に上る	環境省が、津波による被害を考慮した新たな災害廃棄物等発生量を示したことから、今後、整合を図っていただきたい。 平成26年2月28日 環境省「第5回 巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」ケース:1-B(東海地方、火災最大(冬夕、風速8m/s)) 四国ブロック 災害廃棄物 8,044万トン 津波堆積物 515万トン 合計 8,559万トン	(補足) 現在の災害廃棄物等発生量は、阪神・淡路大震災を基にした内閣府の公表結果となっております。本来であれば、直ちに見直すことが必要とは考えられますが、既に案がほぼ完成していることから、今後、見直しの機会に整合を図ってもらうように、提案するものです。	徳島県	内閣府の公表を基本としていますが、今後、考慮します。
9	21	2. 被害の最小化	2. 1 発生頻度の高い地震・津波に対する災害防護 (1)地震対策	1行目 ・河川・海岸堤防、道路、港湾、空港などの公共土木施設の耐震化・液状化対策を行う。 ・農業水利施設については、施設の所有者及び管理者の意見等を十分に踏まえ、耐震化、液状化対策に向けた検討に努める	・河川・海岸堤防、道路、港湾、空港などの公共土木施設の耐震化・液状化対策を行う。 ・農業水利施設については、施設の所有者及び管理者の意見等を十分に踏まえ、耐震化、液状化対策に向けた検討に努める。 <追加> ・埋立地等の護岸が被災した場合、流出した土砂によって船舶の航行に支障が生じたり、油槽所等が隣接する場合は海洋汚染や火災などの恐れもある。このことから、についても、所有者及び管理者の意見等を十分に踏まえ、耐震化、液状化対策に向けた検討に努める。	四国の埋立地については、液状化の危険性が明らかになっている。このことから、何処かに埋立地の液状化に対する記述が必要である。 また、港湾管理者が民有事業者が所有する特定技術基準対象施設の維持管理状況、耐震性に関する立入検査を実施し、必要に応じ勧告・命令を実施できるようになった。 農業水利施設と同様に施設の所有者、管理者との調整が必要な施策であることから、左にとおり修正したい。	四国地方整備局 港湾空港部	
10	21	2. 被害の最小化	2. 1 発生頻度の高い地震・津波に対する災害防護 (1)地震対策	臨海部の民有護岸や農業水利施設等については、施設の所有者及び管理者の意見等を十分に踏まえ、耐震化、液状化対策に向けた検討に努める。	<修正追加> ・コンビナート港湾の民有護岸の損壊は、航路障害、油流出等の危険性があるため、民間護岸の耐震改修を支援し、コンビナート港湾の強靱化を促進する。	「臨海の民間護岸」の追記だけでは、コンビナート港湾の民有護岸の損壊が、航路障害や油流出等の危険性があることが読み取れない。	四国地方整備局 港湾空港部	意見の通り修正する。
11	22	2. 被害の最小化	2. 1 発生頻度の高い地震・津波に対する災害防護 (1)地震対策	・地すべり等の土砂災害に起因する河道閉塞による天然ダム災害防止対策を実施する。	・何をするのか。	・河道閉塞箇所は把握しているということか。危険箇所の把握や河道閉塞した場合の対応の検討、危機管理体制の整備でないか	水機構	ハード対策の項目であるので、下記の通り修正する。 緊急対応に不可欠な交通網の寸断や二次被害(河道閉塞を含む)のおそれがある土砂災害危険箇所を把握し、砂防堰堤等の整備を推進する。
12	22	2. 被害の最小化	2. 2. (1)信頼性の高い緊急輸送ネットワークの確保	9行目 ・加えて、四国地域外からの緊急物資輸送の拠点としても重要である港湾及び空港の確実な地震・津波対策を進め、他地域との緊急輸送機能の信頼性を確保する。これらと道路・鉄道ネットワークの適切な連携を図り、四国地域内外における広域的かつ総合的な緊急輸送ネットワークを構築する。また、緊急物資輸送の拠点港湾の整備にあたっては、緊急物資の海上輸送を確保するための耐震強化岸壁や防災拠点緑地(物資の一時保管、臨時のヘリポート等)の整備を促進する。	・加えて、四国地域外からの緊急物資輸送や海上保安庁、自衛隊の進出拠点としても重要である港湾及び空港の確実な地震・津波対策を進め、他地域との緊急輸送機能の信頼性を確保し、自衛隊等からの受援体制を確実なものとする。これらと道路・鉄道ネットワークの適切な連携を図り、四国地域内外における広域的かつ総合的な緊急輸送ネットワークを構築する。また、緊急物資輸送の拠点港湾の整備にあたっては、緊急物資の海上輸送を確保するための耐震強化岸壁や防災拠点緑地(物資の一時保管、臨時のヘリポート等)の整備を促進する。	港湾や空港は、緊急物資の輸送だけではなく、海上保安庁や自衛隊の進出拠点としての意義も大きい。また、高知空港、松山空港では、早期に自衛隊機の着陸が出来るように、事前に滑走路下のボックスカルバートなどに対する対策を行っている。 このことから、左のとおり修正をお願いしたい。	四国地方整備局 港湾空港部	自衛隊等からの受援体制の表現は適切ではなく、緊急輸送機能の信頼性の確保で解釈できる。 よって、下記の通り修正する。 ・加えて、四国地域外からの緊急物資輸送や応援部隊等の進出拠点としても重要である港湾及び空港の確実な地震・津波対策を進め、他地域との緊急輸送機能の信頼性を確保する。
13	23	2. 被害の最小化	2. 2. (3)施設の副次的な効果も考慮した「多重防御	2行目のあと ・巨大津波の災害に対しては、1つの施設だけで防ぎきることはできないことを想定し、複数の施設により被災規模をできる限り小さくすることを検討する。 ・盛土構造の道路が、防潮堤や避難場所として活用されたことから、このような副次的な効果を考慮した整備を行う。	・巨大津波の災害に対しては、1つの施設だけで防ぎきることはできないことを想定し、複数の施設により被災規模をできる限り小さくすることを検討する。 <追加> ・津波防波堤ではない防波堤は、風波に対して設計されており、津波に対する耐久性は確保されていない。しかしながら、津波に対して粘り強い構造とすることで、巨大津波に対する減災効果が期待できる。このことから、津波に対する第一線防護として防波堤の補強を行う。	須崎港、高知港において、第一線防波堤の粘り強い化を実施していることから、追加をお願いしたい。	四国地方整備局 港湾空港部	構造物については、施設の計画規模を超える外力に対してもできる限り粘り強いものとなるように計画すると記載されているため、現行の通りとする。

四国地震防災基本戦略本文(第1回改定版【案】)

※赤字: 2/25幹事会以降の意見

整理番号	ページ	章	項目	事務局照会(案)	修正(案)	理由	回答組織名	事務局回答(案)
14	23	2. 被害の最小化	2. 2. (3)施設の副次的な効果も考慮した「多重防御	・盛土構造の道路が、防潮堤や避難場所として活用されたことから、このような副次的な効果を考慮した整備を行う。	・盛土構造の道路が、防潮堤や避難場所として活用されの機能を発揮したことから、このような副次的な効果を考慮した整備を行う。		徳島県	副次的な効果であるため、現行の通りとする。
15	26	2. 被害の最小化	2. 3 迅速かつ的確な避難対策	P26 21行目 国、地方公共団体の庁舎を新たに整備する場合には、必要に応じて津波避難ビルとして整備することを検討する。	国、地方公共団体(警察施設等を除く)～	局・各県警察共通認識として、警察署等を津波避難ビルとして整備すれば、本来業務を圧迫しかねないので、基本的には避難場所には指定しない。	吉野川局	必要に応じて記載しているの、現行通りとしたい。
16	26	2. 被害の最小化	2. 3 迅速かつ的確な避難対策	(3)確実な避難を達成するための総合対策【新規追加】	・高知空港については、空港内の旅客、来訪者等の避難行動を定めた津波避難計画に基づき避難体制の強化を図る。	確実な避難を達成するための総合対策の1つとして、空港の津波避難計画について記載。	大阪航空局 安全企画・保安対策課	本文には、個別箇所の対策(他の公共交通施設も該当)は入れない。No.70の実施すべき個別項目に該当する内容である。 本分へは、下記を追加する。 P25下から5行目 走行中の車両、運航中の列車・船舶・航空機や公共交通機関の利用者、…… P26総合対策に追記するとすれば下記の通り。 ・津波被害が想定される公共交通施設の利用者が安全確実に避難できよう、津波避難計画の策定又は見直し等による避難体制の強化を検討する。 別途、特だしが必要であれば実施すべき個別項目に追記する。
17	27	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 1 広域防災体制の確立	・広域的な災害発生を想定した“地域継続計画(DCP)”が重要であり、そのため各機関が策定する“事業継続計画(BCP)”の普及を進める。	・広域的な災害発生を想定した“地域継続計画(DCP)”が重要である。また、広域的な物流網の機能確保といった視点からは、瀬戸内海の航路などを通る海上輸送の継続計画や巨大地震後の物資輸送の拠点となる港湾の事業継続計画といった物流の機能面に着目した事業継続も重要である。これらのことから、優先的に啓開が必要となる水域を検討するとともに地域性や機能面に着目した事業継続計画の策定を検討するとともに、各機関が策定する“事業継続計画(BCP)”の普及を進める。	巨大津波による津波がれきの流出によって、瀬戸内海航路の閉塞が懸念されている。このことから、広域的な物流に着目した場合、四国地域だけではなく、瀬戸内海航路の広域的物流の面からの事業継続の取り組みや災害時の物資輸送の拠点となる港湾の事業継続が重要である。このことから、港湾空港部では物流の機能面に着目した事業継続の取り組みも行っている。これらの取り組みも重要であると考えているので、追記したい。	四国地方整備局 港湾空港部	・広域的な災害発生を想定した……各機関が策定する“事業継続計画(BCP)”の普及を進める。 ・国、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関などの関係機関が相互に協力して迅速な応急対策、円滑な復旧活動を行うため、相互支援体制の強化(迅速な道路啓開、航路啓開に向けた体制……の記述で読み取れるため、現行の通りとする。
18	27	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 1 広域防災体制の確立	P27 20行目 国、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関などの関係機関が相互に協力して迅速な応急対策～	地方整備局、消防、警察～	地方整備局名を明記すべきである。	四国管区警察局総務監察・広域調整部 調整部災害対策官	地方整備局以外の国の機関も対象となると思われるため、現行通りとしたい。
19	28	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 1 広域防災体制の確立		<追加> ・大規模災害に備えるべく、海上輸送を活用した広域的な自治体間の支援・連携体制を整備することは重要であり、平時の地域振興等により深めた地域間の絆を、災害時に活かす体制の構築が必要である。	瀬戸内海沿岸自治体は、「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」を締結しており、相互に救援協力を行う体制を整えており、港湾空港部では、この取り組みへの支援を行っており、協定締結会員が拡大しているところである。	四国地方整備局 港湾空港部	広域的な自治体間の支援・連携体制を整備は、海上輸送の活用に限るものではない、また、“地域継続計画(DCP)”である。 よって、現行の通りとする。
20	28	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 1 広域防災体制の確立	P28 5行目 広域的な支援の受け入れ可能な防災拠点(庁舎、防災公園、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア等の休憩施設、防災ステーション、ヘリポート、船舶等)の整備を行うとともに、国営公園を広域防災拠点として活用する。さらに、総合運動公園や体育館等の施設を災害用に活用できるよう関係機関と事前に調整を行う。なお、広域防災拠点については、既存施設も含め、四国全体で位置付けを明確にした上で、適正な配置計画を行うものとし、運用が円滑に実施できる体制を事前に構築する	広域的な支援の受け入れ可能な防災拠点については、津波により甚大な被害が予測される沿岸部に対する、「後方支援も考慮した上で配置計画」を行うことが効果的である。 ※下線部を追加		徳島県	一致する記述箇所が不明確であるが、意見を踏まえ、下記に修正。 広域的な支援の受け入れ可能な防災拠点…………… なお、広域防災拠点については、津波により甚大な被害が予測される沿岸部に対する後方支援も考慮し、既存施設も含め、四国全体で位置付けを明確にした上で、適正な配置計画を行うものとし、運用が円滑に実施できる体制を事前に構築する

四国地震防災基本戦略本文(第1回改定版【案】)

※赤字:2/25幹事会以降の意見

整理番号	ページ	章	項目	事務局照会(案)	修正(案)	理由	回答組織名	事務局回答(案)
21	29	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 2 初動対応、被害状況の把握等も含めたオペレーション計画の事前準備	P29(22行目) また、空からの輸送ルートとして空港が早期に機能を発揮するための事前対策を進めるとともに、施設の応急復旧体制を確立する。	また、空からの輸送ルートとして空港が早期に機能を復旧するための事前対策を進めるとともに、特に津波により甚大な被害を受け高知空港については津波早期復旧計画を策定する。	記載をわかりやすくした	大阪航空局 安全企画・保安対策課	本文には、個別箇所の対策(徳島飛行場も該当)は入れない。No.130の実施すべき個別項目に該当する内容である。現行の通りとする。別途、特だしが必要であれば実施すべき個別項目に追記する。
22	30	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 2 初動対応、被害状況の把握等も含めたオペレーション計画の事前準備	5行目 ・コンビナート火災により、臨海部から内陸の都市部へ延焼・拡大しないよう、消火活動や被害拡大防止対策など、初動体制の構築を図る。	・コンビナート等の火災により、臨海部から内陸の都市部へ延焼・拡大しないよう、消火活動や被害拡大防止対策など、初動体制の構築を図る。	高知県では石油コンビナートがないため	高知県	意見の通り修正する。
23	30	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 3 救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備、必要な物資の確保	P30 12行目 海上保安庁、自衛隊、消防、警察、医療機関など～	地方整備局、海上保安庁、自衛隊、消防、警察、医療機関など～	地方整備局名を明記すべきである。	四国管区警察局総務監察・広域調整部 調整部災害対策官	地方整備局は、救援・救護、救出活動を行う機関ではないため、現行どおりとしたい。なお、個別項目については、地方整備局も入っている。
24	31	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3.3 救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備、必要な物資の確保		<追加> ・海上からの緊急物資輸送の考え方として、耐震強化岸壁を有する主となる港への緊急物資輸送および、そこからの周辺港への配送を考えている。加えて、東日本大震災の際に有効であった輸送手段のフェリー活用のためのフェリー岸壁耐震化も含めた施設強化を進める。	「四国における緊急物資の海上輸送イメージ図」の解説として追加する。支援・緊急物資の防災拠点港への海上輸送の考え方(拠点港→地域港)と東日本大震災にて有効な輸送手段であったフェリー輸送について、四国におけるフェリー岸壁の耐震整備を追加した。	四国地方整備局 港湾空港部	「3.3 救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備、必要な物資の確保」では、緊急輸送ネットワーク関係の記述はされていない。P22(1)信頼性の高い緊急輸送ネットワークの確保で下記の内容に修正しているため、読み取れる。 ・加えて、四国地域外からの緊急物資輸送や応援部隊等の進出拠点と……
25	31	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 6 巨大災害を想定した訓練の実施	・例えば、津波被災想定区域における救助用ボートを利用した救出・救助訓練、他県からの応援部隊を考慮した受援訓練、公共交通機関と連携した避難訓練、臨海部の大規模火災を想定した消火訓練などを実施する。	・例えば、津波被災想定区域における救助用ボートを利用した救出・救助訓練、他県からの応援部隊を考慮した受援訓練、公共交通機関と連携した避難訓練、臨海部の大規模火災を想定した消火訓練などを実施する。	臨海部の石油基地において、地盤の液化等により貯蔵油が流出する危険性があり、船舶の入出港が制約される恐れがある。そのためにも流出油への対応訓練が必要である。	四国地方整備局 港湾空港部	意見の通り追加する。 臨海部の石油基地からの油流出の対応訓練
26	31	3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築	3. 6 巨大災害を想定した訓練の実施	P31 【新規追加】	・高知空港については、空港内の旅客、来訪者、地域住民等の避難行動を定めた津波避難計画に基づく訓練を実施し避難体制の強化を図る。	高知空港においては、大津波に備え地域住民が滑走路を横断しターミナルビルに避難する訓練等を実施している。	大阪航空局 安全企画・保安対策課	本文には、個別箇所の対策(他の空港も該当)は入れない。 「公共交通機関と連携した避難訓練」を記載している。 No.179実施すべき個別項目に該当する内容である。 別途、特だしが必要であれば実施すべき個別項目に追記する。
27	33	4. 地域全体の復興を円滑に進めるために	4.3 地域経済の再生支援	・民間企業においては、公表された地震の規模、被害想定を基に、拠点機能の確保、施設・設備の地震・津波対策の強化や、サプライチェーンのリスク分散、従業員の安否確認体制の強化など事業継続計画(BCP)の策定並びに見直しを進め、企業における危機管理体制をさらに強化する。 物流インフラ(〇〇、〇〇、港湾等)においては、被災によるサプライチェーンの寸断からの物流混乱の立て直しに向けた事業継続計画(BCP)を策定する。	・民間企業においては、公表された地震の規模、被害想定を基に、拠点機能の確保、施設・設備の地震・津波対策の強化や、サプライチェーンのリスク分散、従業員の安否確認体制の強化など事業継続計画(BCP)の策定並びに見直しを進め、企業における危機管理体制をさらに強化する。 物流インフラ(〇〇、〇〇、港湾等)においては、被災によるサプライチェーンの寸断からの物流混乱の立て直しに向けた事業継続計画(BCP)を策定する。	サプライチェーン確保については、現在の地域経済の再生支援(民間企業BCP策定・見直し)の内容に加え、物流インフラ関係機関の事業継続計画(BCP)策定が必要と考えられるため、本文に追加した。 また、基本戦略内にある「Ⅱ 東日本大震災から学ぶもの」のP8～9にある記述に対応するものと考えている。	四国地方整備局 港湾空港部	物流インフラ関係機関の事業継続計画(BCP)は、P27「3. 1 広域防災体制の確立」に該当する。よって、下記の通り追加する。 ・広域的な災害発生を想定した“地域継続計画(DCP)”……各機関が策定する“事業継続計画(BCP)”の普及を進める。 ・また、サプライチェーンを迅速に確保するためには、物流インフラ関係機関が連携した事業継続計画(BCP)を策定する必要がある。特に、海に囲まれる四国における海上輸送の事業継続は重要である。 (※物流機能の早期回復に向けた広域的なBCPの策定を目的としているため、四国経済連合会・四国商工会議所連合会の参画が必要。)

四国地震防災基本戦略本文(第1回改定版【案】)

※赤字: 2/25幹事会以降の意見

整理番号	ページ	章	項目	事務局照会(案)	修正(案)	理由	回答組織名	事務局回答(案)
28	33	4. 地域全体の復興を円滑に進めるために	4.4 地域経済の再生支援		<追加> ・四国は基礎素材型企业が多く立地しており、物流におけるサプライチェーンの断絶は日本経済への影響が大きいと考えられるため、地域産業における物流機能の早期回復に向けた広域的な海上輸送の継続計画を策定する。	例えば、高知県は石灰石の全国の約1割(全国2位)となっており、セメントの基礎素材となっていることなどからも災害復旧への影響も懸念される等、日本の経済活動において四国における海上輸送のサプライチェーン断絶を回避・軽減することが重要と考える。また、企業の復旧は企業の努力により実施できるが、インフラの回復は公共による復旧が必要不可欠となるため、広域的な海上輸送の継続計画の策定を追加する。	四国地方整備局 港湾空港部	P20(5) 地域経済への影響の記述を修正する。 ・この太平洋ベルト地帯や太平洋沿岸地域の被害による経済的な影響は、被災地内にとどまらず、全国・海外へと波及し、東日本大震災による影響を遥かに上回る被害規模となることが想定される。
29	34	IV 基本戦略の推進に向けて		P34 4行目 南海トラフ巨大地震対策特別措置法	南海トラフ地震対策特別措置法	名称を正しいものに修正	高知県	修正する。
30	34	IV 基本戦略の推進に向けて		P34 4行目 南海トラフ地震対策特別措置法	国土強靱化基本法の記載が必要		愛媛県	意見を踏まえ、下記の通り修正する。 「南海トラフ地震特別措置法(平成25年11月)」、「国土強靱化基本法(平成25年12月)」が成立したことで、ますます防災・減災対策が加速するものと想定され、。
31	34	IV 基本戦略の推進に向けて		P34 6行目 「東南海・南海地震対策連絡調整会議」等	「東南海・南海地震対策戦略会議」等	調整会議から戦略会議へ発展したのではないのか	四国管区警察局総務監察・広域調整部 調整部災害対策官	「東南海・南海地震対策戦略会議」は、基本戦略を策定するために「東南海・南海地震対策連絡調整会議」と学識経験者、経済団体、四国市長会で構成しています。 「東南海・南海地震対策連絡調整会議」は存続しています。

【別紙】実施すべき個別項目及び【別添】実施すべき個別項目(実施機関対応表)

整理番号	行番号	項目番号	章	節	項	事務局照会(案)	修正(案)	理由	回答組織名	事務局(案)
1	10	6	2.被害の最小化	2.1 発生頻度の高い地震・津波に対する災害防御	(1)地震対策	早期に達成すべきもの【緊急・短期(2~3年程度まで)】 ・航路標識・信号施設の耐震補強並びに停電対策(海上保安庁) 「航路標識・信号施設の耐震補強並びに停電対策」	早期に着手するが達成に期間を要するもの【中長期】 ・航路標識・信号施設の耐震補強並びに停電対策(海上保安庁) No12「その他未対策施設の耐震化」に含める。	優先度を決めて緊急に行うべき対策は実施しているが、予算事情が厳しい中、対象施設の耐震補強及び停電対策を2~3年で完了することが難しいことから【中長期】案件とした。 当庁の航路標識施設、信号施設の耐震化等については、他省庁の建物、工作物の耐震化と何ら変わらず特記する必要が無いことから「その他未対策施設の耐震化」に含めた。	第六管区海上保安本部 総務部総務課	個別項目は、各機関の意見を踏まえ基本戦略会議で定めたものである。 現行通りとする。
2	16	12	2.被害の最小化	2.1 発生頻度の高い地震・津波に対する災害防御	(1)地震対策	・その他未対策施設の耐震化	・その他(埋立地等の護岸等)未対策施設の耐震化	四国地震防災基本戦略(本文)への意見を反映して修正。	四国地方整備局 港湾空港部	埋立地等の護岸以外の施設も該当する。 現行通りとする。
3	17	13	2.被害の最小化	2.1 発生頻度の高い地震・津波に対する災害防御	(1)地震対策	・地盤災害防止対策(液状化による地盤流出等)	(中長期の欄) ・本州四国連絡高速道路を削除(機関名の欄) ・本州四国連絡高速道路の△を削除	・精査の結果、対象がないため	本州四国連絡高速道路(株)鳴門管理センター 計画課	基本戦略会議で合意したものであり、地盤災害防止対策の対象箇所がない又は完了済みとなったから削除するものではないと考えている。 現行通りとする。
4	18	—	2.被害の最小化	2.1 発生頻度の高い地震・津波に対する災害防御	(1)地震対策	・法面崩落に伴う天然ダム災害防止対策 ・法面崩落に伴う天然ダム対策	・何をするのか。 ・実施機関にダム管理者を追加してはどうか。	・河道閉塞箇所は把握しているということか。危険箇所の把握や河道閉塞した場合の対応の検討、危機管理体制の整備でないか ・この記載において、何をするのかにもよるが、対応としてダム操作にも影響するのではないか	水機構 吉野川局	・土砂災害による交通網の寸断や二次被害(河道閉塞を含む)の防止対策(砂防堰堤等)に修正する。 ・河道閉塞した場合の対応の検討、危機管理体制の整備については、124項目が該当するので、ダム管理者(四国電力、水資源機構)を追加する。
5	20	15	2.被害の最小化	2.1 発生頻度の高い地震・津波に対する災害防御	(1)地震対策	「航路標識・信号施設等重要な施設のシステム二重化整備」	削除	緊急を要する電源通信システムの二重化整備は完了しており、平成26年度以降の計画が予定されていないことから、個別項目に記載されても進捗状況を報告することができないため。	第六管区海上保安本部 総務部総務課	実施機関であり、完了したから、削除するものではないと考えている。 進捗状況の報告は、完了でよいと思われる。
6	34	26	2.被害の最小化	2.2最大クラスの巨大地震・津波に対する対策	(1)信頼性の高い緊急輸送ネットワークの確保	・四国域外からの緊急物資輸送拠点として重要な港湾及び空港の確実な地震・津波対策の推進による他地域とのネットワーク確保	・四国域外からの緊急物資輸送や海上保安庁、自衛隊の進出拠点として重要な港湾及び空港の確実な地震・津波対策の推進による他地域とのネットワーク確保	四国地震防災基本戦略(本文)への意見を反映して修正。	四国地方整備局 港湾空港部	下記の通り修正する。 ・四国域外からの緊急物資輸送や応援部隊等の進出拠点として重要な港湾及び空港の確実な地震・津波対策の推進による他地域とのネットワーク確保
7	35	30	2.被害の最小化	2.2最大クラスの巨大地震・津波に対する対策	(3)施設の副次的な効果も考慮した「多重防御」	・複数の施設により被災規模をできる限り小さくすることを検討	・複数の施設により被災規模をできる限り小さくすることを検討、第一線防護としての防波堤の補強	四国地震防災基本戦略(本文)への意見を反映して修正。	四国地方整備局 港湾空港部	四国地震防災基本戦略(本文)へは追加していない。現行で対応できる。
8	60	55	2.被害の最小化	2.3迅速かつ的確な避難対策	(2)的確な防災情報の伝達	無線による伝達事項の全国統一(津波警報サイレン音の統一化)	四国総合通信局を削除	四国総合通信局の所掌を外れるため。	四国総合通信局 総務部総務課	各種対策の関係機関(実施機関だけでなく、他機関が実施するに当たってのアドバイス等を行う機関も該当)として機関名、「○」「△」を記載しているということでご理解いただきたい。
9	65	60	2.被害の最小化	2.3迅速かつ的確な避難対策	(2)的確な防災情報の伝達	「防災行政無線、衛星携帯電話等の伝達施設の整備」	四国管区警察局は衛星携帯電話を整備したが、△の表示を追加すべきか?	左同	四国管区警察局総務監察・広域調整部調整部 災害対策官	追加する。

【別紙】実施すべき個別項目及び【別添】実施すべき個別項目(実施機関対応表)

整理番号	行番号	項目番号	章	節	項	事務局照会(案)	修正(案)	理由	回答組織名	事務局(案)
10	87	—	2.被害の最小化	2.3迅速かつ的確な避難対策	(3)確実な避難を達成するための総合政策	「エレベーター～	各県警が構成員に選ばれているのは、救出部隊を持っているためか？	左 同	四国管区警察局総務監察・広域調整部調整部災害対策官	意見の通り、救出部隊の関係です。
11	105	99	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.1広域防災体制の確立	事業継続計画(BCP)/地域継続計画(DCP)の策定	・広域的な事業継続計画(BCP)の策定	・広域的な事業継続計画(BCP)、物流に着目した事業継続計画(BCP)の策定	四国地震防災基本戦略(本文)への意見を反映して修正。	四国地方整備局港湾空港部	現行で対応できる。
12	—	—	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.1広域防災体制の確立		追加	<項目> ・海上輸送を活用した広域的な相互応援体制の構築 <実施機関> 四国地方整備局に「●」及び四国運輸局に「○」	四国地震防災基本戦略(本文)への意見を反映して修正。	四国地方整備局港湾空港部	No.105の項目に該当する。追加しない。
13	141	135	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.2 初動対応、被害状況の把握等も含めたオペレーション計画の事前準備	初動対応等におけるオペレーション計画	航路標識・信号施設の被災による船舶の交通阻害対策(被災時の応急復旧訓練の実施)	航路標識・信号施設の被災による船舶の交通阻害対策(障害時等の応急復旧訓練の実施)	被災時に限定せずに障害発生時の応急復旧訓練の実施しているため。	第六管区海上保安本部総務部総務課	項目本文が被災となっているため、訓練も被災を想定したものと思われる。現行通りとする。
14	146	—	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.2 初動対応、被害状況の把握等も含めたオペレーション計画の事前準備	初動対応等におけるオペレーション計画	四国4県がとりまとめリーダーとなっている。	四国4県がとりまとめリーダーとして、具体的に何をすればよいのか。		高知県、香川県	臨海部における石油コンビナート等防災計画の改訂及び危険物施設等の火災対策、延焼防止等、4県が連携した防災・減災対策の促進と考えている。
15	146	—	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.2 初動対応、被害状況の把握等も含めたオペレーション計画の事前準備	初動対応等におけるオペレーション計画	臨海部におけるコンビナート等の火災対策、延焼拡大防止対策及び関係機関が連携した消火活動の体制構築	石災法上、四国管区警察局及び中国四国産業保安監督部四国支部も構成員となるべきだと思います		香川県	石油コンビナート等防災本部員である、四国管区警察局、中国四国産業保安監督部四国支部、四国経済産業局、四国市長会、四国電力を追加する。
16	170	163	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.3救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備、必要な物資の確保	必要な物資の確保	「燃料(ガソリン等)の確保～	管区局も契約に盛り込んだが構成員として△の表示を追加すべきか？	左 同	四国管区警察局総務監察・広域調整部調整部災害対策官	追加する。
17	173	165	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.3救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備、必要な物資の確保	必要な物資の確保	・物資搬入港の整備	・物資搬入港の整備、フェリー岸壁の耐震化	四国地震防災基本戦略(本文)への意見を反映して修正。	四国地方整備局港湾空港部	フェリー岸壁の耐震化については、No.26の項目の修正で対応出来る。

【別紙】実施すべき個別項目及び【別添】実施すべき個別項目(実施機関対応表)

整理番号	行番号	項目番号	章	節	項	事務局照会(案)	修正(案)	理由	回答組織名	事務局(案)
18	173	166	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.4長期浸水を想定した処理計画の作成	排水対策	「津波被災想定区域の排水作業計画の策定」	管区局が構成員であるが、排水計画には関係ないので削除できないか	左 同	四国管区警察局総務監察・広域調整部調整部災害対策官	各種対策の関係機関(実施機関だけでなく、他機関が実施するに当たってのアドバイス等を行う機関も該当)として「○」「△」を記載しているということでご理解いただきたい。
19	188	—	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.6巨大災害を想定した訓練の実施		・臨海部にける大規模火災を想定した消火訓練	・臨海部にける大規模火災を想定した消火訓練、石油基地からの流出油への対応訓練	四国地震防災基本戦略(本文)への意見を反映して修正。	四国地方整備局港湾空港部	下記の通り修正する。 ・臨海部にける大規模火災を想定した消火訓練及び石油基地からの油流出の対応訓練
20	187	—	3.迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3.6 巨大災害を想定した訓練の実施		・臨海部にける大規模火災を想定した消火訓練	四国4県が進捗状況とりまとめリーダーとして、具体的に何をすればよいのか。石災法上、四国管区警察局及び中国四国産業保安監督部四国支部も構成員となるべきと思います		香川県	各県で実施している石油コンビナート等総合防災訓練などを想定している。 石油コンビナート等防災本部員である、四国管区警察局、中国四国産業保安監督部四国支部、四国経済産業局、四国市長会、四国電力を追加する。
21	211	202	4. 地域全体の復興を円滑に進めるために	4.4 地域経済の再生支援		企業事業継続計画(BCP)の策定	<項目名の修正> 企業事業継続計画(BCP)の策定	四国地震防災基本戦略(本文)への意見を反映して修正。 企業BCPの策定のみならず、物流機能の早期回復に向けた広域的なBCPの策定することも重要である。	四国地方整備局港湾空港部	3. 1 広域防災体制の確立」のNo.99に該当する。 現行の通りとする。 ただし、物流機能の早期回復に向けた広域的なBCPの策定を目的としているため、四国経済連合会・四国商工会議所連合会を追加する。
22		58,59,77,93,97,110,118,123,130,137,138,139,追加項目,166,168,追加項目					「陸上自衛隊第14旅団」の「○」「△」を削除していただきたい。	陸上自衛隊第14旅団では各種対策の予算措置ができず、本部の対応となるため。また防災拠点等は、陸上自衛隊第14旅団で確保するのではなく、自治体等で確保をお願いしているため。	陸上自衛隊第14旅団	各種対策の関係機関(実施機関だけでなく、他機関が実施するに当たってのアドバイス等を行う機関も該当)として「○」「△」を記載しているということでご理解いただきたい。